



21消安第11771号

平成22年1月22日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国テキサス州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の  
輸入停止措置の解除について

米国テキサス州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置については、平成22年1月5日付け21消安第11186号消費・安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、米国大使館から、今回の弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5亜型）の事例は、同国の検査機関が、陽性疑い事例としたものを陽性事例として報告したものであり、その後の再検査及び追加的な検査により、最終的に陰性であることが確認された旨の連絡があったところである。

このことから、同州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入停止措置は解除することとしたので、動物検疫に当たっては的確に対応された  
い。